

第2 調査結果

勧告	説明図表番号
<p>規制は、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものである（「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承））。</p> <p>また、規制は国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、それが弱過ぎると意図した効果を得られず、強過ぎると弊害が生じるおそれがあり、時代の変化や技術の進歩に応じて再検討しなければ、規制が原因となって、事業者の技術開発を遅らせ、財・サービスの品質や価格を固定させてしまうといった弊害が生じるおそれがある。</p> <p>このため、政府では、民間投資を喚起し、生産性を高めるとともに、潜在的な需要を顕在化させるなど、豊かな国民生活を実現するために不可欠な政策ツールとして、規制改革を最重要課題の一つとして位置付け、継続的に規制の見直しを行ってきており、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、「規制改革に関する第2次答申」（平成26年6月13日規制改革会議）を踏まえ、また、「日本再興戦略 改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」及び「貿易・投資等」が改革の重点分野とされた。</p> <p>一方、規制改革では、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の規制の目的を損なうことなく、制限している国民の権利や自由又は国民に課している義務を必要最小限のものとする事も求められている。</p> <p>今回、このような状況を踏まえ、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限とする観点から調査を行った結果は、以下のとおりである。</p>	図表1-①
<p>1 長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合</p> <p>「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発とともに変化することから、国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を開花させることが極めて重要であるとされているなど、社会経済情勢等に適合した規制の見直しが求められている。</p> <p>今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、次の制度等において、規制が長期間見直されないこと等により事業者等のニーズや現状の技術に対応していない、規制の有効性・効果の発現が明らかではないといった社会経済情勢</p>	図表1-②
<p>「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発とともに変化することから、国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を開花させることが極めて重要であるとされているなど、社会経済情勢等に適合した規制の見直しが求められている。</p> <p>今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、次の制度等において、規制が長期間見直されないこと等により事業者等のニーズや現状の技術に対応していない、規制の有効性・効果の発現が明らかではないといった社会経済情勢</p>	図表1-③

<p>等に不適合な状況により、国民や事業者の負担となっている事例がみられた。</p>	
<p>(1) 事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの</p>	
<p>① アマチュア無線局の免許制度（電波法） 調査したアマチュア無線局免許人は、アマチュア無線局について、無線従事者の資格で認められている操作可能な範囲で、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え、増設を行う場合の変更の手続が煩雑であり、これらを不要にすべきとしている。</p>	<p>事例 1 - (1) - ①</p>
<p>② 理・美容車の取扱い（理容師法・美容師法） 調査した11都道府県等のうち9都道府県等は、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準をそのまま理・美容車にも適用している一方で、2都道府県等は、店舗型の理・美容所の床面積と異なる理・美容車用の床面積を規定している。</p>	<p>事例 1 - (1) - ②</p>
<p>③ 薬局における調剤に必要な設備及び器具（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律） 調査した6薬局では、製薬会社から購入した医薬品を加工等することなく処方することが多くなり、調剤に必要な設備又は器具として備えていなければならないもののうち、メスピペット、ピペット台等は使用していない。</p>	<p>事例 1 - (1) - ③</p>
<p>④ 空気調和設備の点検頻度（建築物における衛生的環境の確保に関する法律） 調査した7特定建築物の管理者及び4ビル管理業者においては、個別管理方式の空気調和設備について、機種によっては機器の分解や天井等の内装工事が必要となるため、月に1回の点検をしているのは1事業者のみとなっている。</p>	<p>事例 1 - (1) - ④</p>
<p>⑤ エキспанションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定（建築基準法） 調査した3特定行政庁及び1指定構造計算適合性判定機関では、エキспанションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。</p>	<p>事例 1 - (1) - ⑤</p>
<p>⑥ 浄化槽の法定検査の点検項目（浄化槽法） 調査した3都道府県では、浄化槽の法定検査について、効率化検査を導入し、通常検査より費用や検査時間が軽減されている。</p>	<p>事例 1 - (1) - ⑥</p>
<p>(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの</p>	
<p>① 製造所固有記号制度（食品衛生法） 調査した6保健所では、製造所固有記号制度には変更・廃止の手続がなく、実際に使用されている記号だけを特定することが困難であり、データベースとして使いにくいことから、製造所固有記号データベースを利用していない。</p>	<p>事例 1 - (2) - ①</p>
<p>② クリーニング師の研修等（クリーニング業法）</p>	<p>事例 1 - (2) - ②</p>

<p>調査した3事業者では、研修を受講するための受講料や交通費等が負担である等としており、また、既に業務従事者講習について通信制を採用している都道府県の1事業者は、交通費等の負担の観点から、クリーニング師研修でも通信制を実施してほしいとの意見を有している。</p>	
<p>③ 狂犬病予防注射の実施頻度（狂犬病予防法）</p> <p>調査した保健所では、科学的に1年以上の期間効果のあるワクチンが開発されれば実施頻度を延長しても支障はなく、また、毎年4月から6月までの間に限定されている予防注射の実施時期は、犬の体調によっては当該期間内に予防注射を受けさせることが困難な場合もあるため、自由にすべきとしている。</p>	事例1-(2)-③
<p>④ 調理師業務従事届（調理師法）</p> <p>調査した6都道府県では、調理師業務従事届に係る集計データについて活用しているところはなく、廃止しても何ら支障はないとしている。</p>	事例1-(2)-④
<p>⑤ 特別養護老人ホームに設置する医務室の取扱い（老人福祉法）</p> <p>調査をした15事業者の特別養護老人ホームの医務室については、14事業者で医師が常駐していない。また、これらの医務室では診療は行われず、職員の詰所・休憩所や打合せスペース等として使用するなど、通常の診療所とは異なる利用実態となっている。</p>	事例1-(2)-⑤
<p>⑥ 動物取扱責任者研修の実施方法（動物の愛護及び管理に関する法律）</p> <p>調査した8保健所では、保健所が開催する動物取扱責任者研修について、法令改正のあった場合に開催すればよく、動物取扱責任者への情報提供は立入検査等でも可能であることから、毎年度開催しなくても支障は生じないとしている。</p>	事例1-(2)-⑥
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係府省は、規制について社会経済情勢等に適合させ、国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの</p> <p>① アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合には、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることについて、考え方を整理すること。（総務省）</p> <p>② 各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供すること。（厚生労働省）</p> <p>③ 薬局に備えるべき調剤に必要な設備及び器具について、適切かつ安全な医薬品の供給及び事業者の負担軽減を図るため、薬局における使用実態等を踏まえ、必要最小限となるよう見直しを図ること。（厚生</p>	

労働省)

- ④ 特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めること。

(厚生労働省)

- ⑤ 建築主の負担軽減を図るため、現行法に適合している既存建築物にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準に適合していることが明らかな場合には、再度構造計算を行うことは不要であることを明確化すること。(国土交通省)

- ⑥ 浄化槽管理者の負担の軽減を図るため、法定検査について、更に推進することも含め、全国の法定検査に関する実態を踏まえ、法定検査の在り方を見直すこと。(環境省)

(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの

- ① 製造所固有記号制度の信頼性を向上させ、消費者や保健所が製造所固有記号から容易に製造所の所在地及び製造者の氏名を把握することができるよう、製造所固有記号制度に変更・廃止手続を設け、現在使用されている記号のみが掲載される仕組みを整備した上で、消費者に公開すること。

また、製造所固有記号の届出方法について、オンライン手続などを設けること。(消費者庁)

- ② クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるよう、都道府県と連携した対応を行うこと。(厚生労働省)

- ③ 狂犬病予防注射について、実施頻度の見直しを含めた狂犬病予防注射の在り方を見直すこと。(厚生労働省)

- ④ 調理師業務従事届について、廃止を含めた調理師業務従事届の在り方を見直すこと。(厚生労働省)

- ⑤ 特別養護老人ホームの医務室について、利用実態等を把握しつつ、特別養護老人ホームにおける医療提供の在り方を検討すること。(厚生労働省)

- ⑥ 動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直すこと。(環境省)

2 通知・通達等の明確化及び徹底

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議)において、規制に関わる通知・通達等については、予測が困難な状況の変化に迅速かつ臨機応変に対応することが特に必要な事項、個別の事案における事情を考慮して判断する必要があるため、法律又は法律の委任に基づく「法規命令」であらかじめ具体的に

図表2-①

<p>規定しつくすことができない事項等、行政機関の判断に委ねることが国民にとって望ましいものに限定することが必要であるとされている。</p>	
<p>また、通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制に関する見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）において、通知・通達等については規制内容の明確化・簡素化等の観点から、定期的に見直すこととされている。</p>	図表2-②
<p>さらに、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制シートに規制に関連する通知・通達等を記載し、規制所管府省が主体的に規制改革に取り組むこととされている。</p>	図表2-③
<p>今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、通知・通達等で示している法令の解釈等が都道府県等に十分に伝わっていないことから、国民や事業者の負担となっている事例がみられた。</p>	
<p>① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件（社会福祉法）</p>	事例2-①
<p>調査した1都道府県では、通知・通達等で社会福祉士及び社会福祉主事以外にも社会福祉施設等の勤務経験がある者で相談業務に優れている者は、特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件として認められているにもかかわらず、全ての生活相談員に社会福祉士や社会福祉主事の資格を通信教育で取得させている。</p>	
<p>② 訪問介護事業所における従業者数の変更に伴う運営規程の届出（介護保険法）</p>	事例2-②
<p>調査した2都道府県では、通知・通達等で従業者の員数を変更した場合の運営規程の変更の届出が年1回でよいということが明確に示されていないため、員数の変更の都度、運営規程の変更を行い、届出を行っている。</p>	
<p>③ 道路使用許可申請（道路交通法）</p>	事例2-③
<p>調査した福岡県内の警察署のうち、1警察署では、通知・通達等で道路使用許可と道路占用許可の両方の申請について、警察署長又は道路管理者のどちらかに一括で申請できることが示されているにもかかわらず、当該警察署のホームページに道路使用許可申請手続に必要な書類として、「道路管理者の占用許可書の写し」が記載されており、道路占用許可を受けた上で手続をしなければならないような誤解を招く状況となっている。</p>	
<p>なお、当該事例については、本調査途上の平成26年7月に是正措置が講じられた。</p>	
<p>④ 調剤済処方せんへの記名の取扱い（薬剤師法）</p>	事例2-④
<p>調査した8地方厚生局等のうち、東北地方厚生局では、調剤済処方せんへの薬剤師名の記名押印について、通知・通達等で調剤を行った保険</p>	

薬剤師が署名するか又は保険薬剤師の姓名を記載し、押印することとされており、他の地方厚生局等では、i) 薬剤師名が記載された調剤済みのスタンプ、ii) 薬剤師名の押印としているところ、これらに加え、さらに薬剤師名の記名を行わなければならないこととしている。

なお、当該事例については、本調査途上の平成 26 年 7 月に是正措置が講じられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、その適正な執行により、国民や事業者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、都道府県における認定実態等を踏まえ、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者についても、認定が可能であることの周知を徹底すること。
- ② 訪問介護事業を含む指定居宅サービス事業における従業者の員数の変更に伴う運営規程の届出について、関係法令等の解釈を明確にした上で、都道府県に示すこと。

3 手続等の簡素合理化

「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、規制の主な目的の一つである安全性の確保について、より効率的な手法で安全性を確保する必要があるとされている。

また、規制は、国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、それが弱過ぎると意図した効果が得られず、強過ぎると弊害が生じるおそれがある。このように、規制本来の目的を損なうことなく、規制に伴う国民の負担を最小限とするために、絶えず、規制の内容の簡素合理化に向けた見直しを図ることが必要となる。

今回、当省のホームページによる意見公募及び地方公共団体、各種団体等からのヒアリングにより収集した規制の簡素合理化に関する意見・要望に基づき各種規制を調査したところ、事務手続の重複等により、国民や事業者の負担が大きくなっている事例がみられた。

① 警備業法の各種手続に必要な医師の診断書（警備業法）

調査した1警備業者では、同一の者が同時に警備業法等に基づく別個の申請をしているが、その際の添付書類である医師の診断書について、正本をそれぞれの申請で提出している可能性がある。

② 理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書（理容師法・美容師法）

理・美容所を開設する場合、理容師法及び美容師法に基づき届出に医師の診断書を添付しなければならないが、この診断書の内容について、

図表 3

事例 3-①

事例 3-②

労働安全衛生法に基づき1年に1回行うこととされている健康診断の検査項目のうち、i) 皮膚疾患の有無、ii) 結核の有無に関する検査が共通する場合がある。

③ 要介護認定等に係る事務負担の軽減（介護保険法）

調査した3市町村では、被保険者にとって安心感を得られることや市町村の介護認定に係る業務負担の軽減になることから、また、調査した3介護支援事業者では、申請者、保険者及び事業者それぞれの負担軽減につながることから、心身の状態が安定している者については、要介護認定等の有効期間を延長すべきとしている。

④ 浄化槽清掃業の許可期間（浄化槽法）

調査した2市町村では、浄化槽清掃業者が兼業する一般廃棄物収集運搬事業者や浄化槽保守点検業者の許可期間と関係なく、許可期間を1年としており、許可期間が2年以上となっている市町村に比べ、申請手数料や添付書類の作成が負担となっている。

【所見】

したがって、関係府省は、事務手続等の簡素合理化により国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 警備業法等に基づく手続の際に添付することとされている医師の診断書について、警備員個人が別個の手続を同時に申請する場合には、正本をいずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することで足りるとするなどの負担軽減措置を行うこと。（国家公安委員会（警察庁））
- ② 理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要な医師の診断書について、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合は、当該健康診断の結果に代えることが可能である旨を都道府県等に周知すること。（厚生労働省）
- ③ 要介護認定等に係る更新申請について、認定区分の状態変化状況等を考慮しつつ、市町村及び被保険者の事務負担の軽減策を講ずること。（厚生労働省）
- ④ 浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行うこと。（環境省）

4 規制の定期的な見直し

規制の定期的・横断的な見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）において、規制を導入しないし継続していた理由となっていた社会経済情勢及び知見が期間経過

事例3-③

事例3-④

図表4-①

中に変化したかどうか、また、どのように変化したかを、十分に調査・検討し、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響があるものについては、積極的に廃止の手續等を進めることとされている。

また、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）では、法律、法規命令、通知・通達等の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。）を見直し対象規制とし、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」等において示された見直しの視点を踏まえ、法令等に見直し条項がないものについては、見直し周期を設定し、見直しを行うこととされている。

さらに、「規制改革実施計画」では、規制所管府省は、規制を横断的に把握する仕組みである規制シートを作成し、主体的・横断的な規制改革に取り組むこととされている。

今回、項目1において、規制が長期間見直されていないことにより、事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの（6事例）、規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの（6事例）がみられた。

一方、今後、各府省は、「規制改革実施計画」に基づき作成した規制シートを活用して主体的・積極的に規制の見直しを行っていくこととなっているが、その際には、i) 事業者等のニーズや現状の技術に対応しているか、ii) 規制の有効性・効果が明確になっているかといった視点から見直しを行うことが重要であると考えられる。

図表4-②

図表4-③